



篠山市屋外広告物条例の手引き

2014 .



篠山市

目 次

1 . 屋外広告物とは.....	1
2 . 篠山市屋外広告物条例の概要.....	2
3 . 広告物掲出の許可.....	3
4 . 許可地域及び禁止地域.....	3
5 . 田園沿道区域.....	4
6 . 禁止物件.....	4
7 . 禁止広告物.....	5
8 . 適用除外広告物.....	5
9 . 許可の基準.....	7
10 . 適用除外広告物における許可等の基準.....	15
11 . 特例基準.....	19
12 . 許可申請等の手続き.....	20
13 . その他の事項.....	22
14 . 経過措置.....	23
15 . 広告景観モデル地区.....	23
篠山市屋外広告物規制区域図	24

1.屋外広告物とは

次の要件の全てを満たすものをいいます。

常時又は一定の期間継続して表示されるもの
 屋外で表示されるもの
 公衆に表示されるもの
 看板、立看板、貼紙及び貼札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

商業広告だけでなく、営利を目的としないものも含まれます。

ただし、次のようなものは屋外広告物に含まれません。

- 街頭で配布されるチラシなどの定着性のないもの
- 駅等の改札口の内側にある広告物
- 工場、野球場、遊園地等で、その構内にいる特定の人を対象とするもの
- 音響広告 など



屋外広告物の分類

自家用広告物	自己の住所、事務所、営業所等に、自己の氏名、名称、店名、商標又は事業等の内容を表示する広告物をいう。
管理用広告物	自己の所有する土地又は物件の管理を目的として、管理上必要な事項を表示する広告物をいう。(建設予定地、 会社所有等)
道標・案内図板等	特定の区域、場所等の案内等のために、公共的目的をもって掲出される広告物をいう。
案内誘導広告物	公衆の利便に供する目的で、集客施設・店舗等への案内誘導のために掲出される広告物をいう。
野立広告物	自己の敷地外に建植えするもののうち、道標・案内図板等及び案内誘導広告物以外の広告物をいう。

2. 篠山市屋外広告物条例の概要

(1) 目的 (条例第1条)

屋外広告物及び広告物を掲出する物件について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致（自然の美しさ）を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的としています。

○良好な景観の形成・風致の維持

- ・地域の景観との調和を図り、良好な景観を創出
- ・自然美を阻害しない

○危害の防止

- 倒壊等を防止し、通行や見通しを妨害しない

(2) 責務

1) 市の責務 (条例第3条)

- (ア) 条例の目的を達成するため、広告物に関する啓発その他の必要な施策を策定し、実施します。
- (イ) 広告物等の掲出にあたっては、良好な景観の形成について、先導的役割を果たすよう努めます。
- (ウ) 広告主等に対する指導を行います。

2) 広告主等の責務 (条例第4条)

広告主、屋外広告業を営む者及び広告物等を管理する者は、この条例を遵守するとともに、市が実施する広告物に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

3) 市民の責務 (条例第5条)

市民は、市が実施する広告物に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(3) 規制

篠山市の有する良好な景観や風致を維持し、公衆に対する危害の防止を図るため、特定の地域や場所において屋外広告物の掲出を禁止しており、その他の地域や場所についても掲出にあたっては許可が必要です。

また、信号機や街路樹など屋外広告物を掲出してはいけない物件を定めています。

篠山市屋外広告物条例

許可 (8条)

広告物を掲出するために許可が必要

禁止地域 (条例第9条)

屋外広告物を掲出できない地域

禁止物件 (条例第10条)

屋外広告物を掲出してはいけない物件



適用除外広告物 (条例第12条)

社会生活上必要な広告物については、地域的規制や物件的規制が除外される場合があります。

(例) 自家用広告物、案内誘導広告物、管理用広告物等

3. 広告物掲出の許可 (条例第 8 条)

屋外広告物の掲出にあたっては、一定の広告物を除き、あらかじめ市長の許可が必要です。

なお、許可にあたっては、次の条件に適合しなければなりません。

許可基準に適合すること

禁止地域の適用除外の許可基準に適合すること

禁止広告物に該当しないこと

4. 許可地域及び禁止地域

(1) 許可地域

原則、許可を受けることによって屋外広告物を掲出できる地域です。

地域又は場所の特性に応じて、次の 2 つの地域に区分しています。

第 1 種許可地域	篠山市景観計画のさとの区域
第 2 種許可地域	篠山市景観計画のまちの区域

(2) 禁止地域 (条例第 9 条)

良好な景観又は風致を維持するため、屋外広告物の掲出を禁止する地域です。(一定の広告物については、原則、許可を受けることにより掲出できます。)

地域又は場所の特性に応じて、次の 4 つの地域に区分しています。

第 1 種禁止地域	篠山市景観計画の森の区域 国宝、重要文化財に指定された建造物の周囲等 県立自然公園(特別地域) 舞鶴若狭自動車道の路端から 1,000m 以内の区域(200m 超 1,000m 以内の用途地域を除く)
第 2 種禁止地域	伝統的建造物群保存地区
第 3 種禁止地域	都市計画法の第 1 種低層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 篠山市景観計画の歴史的な町の区域 篠山市景観計画の丹南篠山口 IC 周辺地区、城下町地区、上立杭地区 県立自然公園(普通地域) 都市公園法の都市公園の区域 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の敷地 古墳及び墓地、火葬場及び葬儀場の敷地並びに社寺及び教会の境域 国道 372 号から展望できる地域(市長が指定する地域)
第 4 種禁止地域	国道 173 号、176 号(用途地域を除く)、372 号の路端から 100m 以内の区域 県道川西篠山線、篠山三和線、黒石三田線、篠山山南線(八上下～糯ヶ坪、風深～丹波市境)、丹南篠山口インター線、大沢新東吹線(杉～吹新)の路端から 100m 以内の区域 JR 福知山線の路端から 100m 以内の区域(用途地域を除く) 篠山川(渡瀬橋～丹波市境)、武庫川(真南条川合流点～三田市境)の区域境界線から 100m 以内の区域

許可地域と禁止地域に重複して該当する場合は禁止地域が適用されます。また、禁止地域の地域区分に重複して該当する場合は、若い番号の地域が適用されます。

5.田園沿道区域

沿道の良好な田園景観を保全するため、田園風景が広がる道路沿いを田園沿道区域に指定し、指定区域内における野立広告物や案内誘導広告物（一部の適用除外広告物を除く）の掲出を禁止します。

指定区域	<p>次の路線の路端から100m以内の区域</p> <p>市道杉西吹線・市道西紀丹南線（網掛交差点～市道口阪本花尾線との交点）</p> <p>市道口阪本花尾線・市道篠山西紀線（市道西紀丹南線との交点～県道長安寺西岡屋線との交点）</p> <p>県道本郷東浜谷線（郡家交差点～市道瀬利菅線との交点）</p> <p>市道城西線（市道中央線との交点～風深交差点）</p> <p>県道池上杉線（東吹交差点～尾根橋北詰交差点）</p> <p>県道三田篠山線（北交差点～国道372号との交点）</p> <p>国道372号（舟瀬橋東詰～城東支所前交差点）</p> <p>国道372号（出合橋西詰～辻交差点）</p> <p>国道372号（小野新交差点～天引トンネル入口）</p>
適用除外 広告物	<p>案内誘導広告物で次のいずれかに該当するものに限り掲出することができます。</p> <p>指定道路区間から視認できないもの</p> <p>交通信号機を有する交差点、その他市長が特に指定する交差点からの距離が30m以内のもの</p> <p>施設等への誘導距離が1km以内で、1施設等につき1基かつ1方向の表示面積が1㎡以下のもの</p>

6.禁止物件

禁止物件とは、屋外広告物が掲出されることにより、その本来の機能が阻害されるとともに、良好な景観若しくは風致の維持や公衆に対する危害防止に支障をきたす恐れがあることから、掲出を原則禁止している物件です。

(1) 広告物を掲出できない物件（条例第10条第1項）

- 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- 街路樹及び路傍樹
- 信号機、道路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上の柵並びに駒止、里程標その他これらに類するもの
- 市長が指定する区域内にある電柱、街灯その他これらに類するもの
- 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- 郵便ポスト及び公衆電話ボックス
- 発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
- 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- 景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
- 景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）により指定された景観形成重要建造物及び景観形成重要樹木
- その他、特に良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する物件

(2) 貼紙、貼札、広告旗及び立看板を表示できない物件（条例第10条第2項）

- 電柱、街灯その他これらに類するもの（上記以外）
- アーチの支柱及びアーケードの支柱

(3) 道路の路面への広告物表示禁止（条例第10条第3項）

7.禁止広告物(条例第11条)

次の広告物は掲出することができません。

著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
著しく破損し、又は老朽化したもの
倒壊又は落下のおそれがあるもの
信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
道路交通の安全を阻害し、又は阻害するおそれがあるもの

8.適用除外広告物

社会生活上必要な広告物については、その掲出目的、表示面積等一定基準に適合する場合に限り、地域の規制や物件的規制が適用されない場合があります。

(1)許可を受けることなく、禁止地域や禁止物件又は許可地域に掲出できるもの(条例第12条第1項)

法令の規定(道路法、建築基準法、建設業法等)により掲出するもの

国、地方公共団体及び規則で定める公共的団体()が公共的目的をもって掲出するもの(ただし、公共的団体が掲出するものは、寄贈者名等の表示の割合が1/5以下のもの)

公共的団体とは

- ・国や地方公共団体が出資等している団体(株式会社を除く)
- ・国や地方公共団体を構成員の全部又は一部として組織された団体
- ・土地改良区等の公共組合
- ・日本赤十字社
- ・社会福祉法による社会福祉法人
- ・自治会、まちづくり協議会その他これらに類する住民が組織する団体
- ・その他、市長が特に認める公共的団体

表示面積が5㎡を超えるものは、公共広告物等表示・設置届が必要です。

公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等及びこれらを掲出する物件
非常災害のため必要な応急措置として掲出するもの

公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を掲出するもので、次の基準に適合するもの

区分	基準	
表示面積	0.5㎡以下かつ表示方向からみた物件等の平面面積の1/20以下	
数量	1施設又は1物件につき1枚(基)	
色彩	第2種禁止地域以外の地域	・彩度の高い色(マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。以下同じ。)の色数(マンセル色票系の色相、明度及び彩度により定められている色の数をいう。以下同じ。)は2色以下 ・彩度の高い色を使用する地色(文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。以下同じ。)部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が2色以下の場合を除く)
	第2種禁止地域	・彩度の高い色の色数は1色 ・彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/5以下

(2) 許可を受けることなく、禁止地域又は許可地域に掲出できるもの(条例第12条第2項)

自家用広告物で、許可地域においては次の基準及び許可基準、禁止地域では適用除外広告物の許可基準に適合するもの(適用除外広告物の許可基準はP15参照)

管理用広告物で、許可地域では次の基準及び許可基準、禁止地域では適用除外広告物の許可基準に適合するもの(適用除外広告物の許可基準はP16参照)

【許可地域における自家用広告物・管理用広告物の適用除外基準】

区 分	基 準
表示面積の合計	10㎡以下
数量	3枚(基、個)以下
その他	許可の共通基準及び屋上利用広告、壁面利用広告、壁面突出広告、自己敷地内建植え広告(表示面積基準除く)、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

冠婚葬祭又は祭礼のため、一時的に掲出するもの

講演会、展覧会、音楽会等のために会場の敷地内に掲出するもので次の基準に適合するもの

区 分	基 準
表示面積	10㎡以下
地上からの高さ	5m以下
掲出場所	・会場の敷地内に掲出すること ・道路から5m以内の場所での広告旗の掲出禁止
その他	・催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等催物の案内に必要な事項のみ表示する ・表示期間は、開催される日の14日前から当該催物が終了するまでの日とする

自動車に表示する広告物で、自動車の車体に所有者若しくは管理者の氏名や自己の事業、営業の内容または非営利目的の活動のために行う事項を表示するもの

道路運送車両法による登録を受けた自動車で、使用の本拠の位置が他の地方公共団体の区域内に存する場合において、当該地方公共団体の広告物等の規制に関する条例の規定により表示するもの

人、動物又は車両(自動車を除く。)に表示するもの

地方公共団体が設置する公共掲示板に表示するもの

営利を目的としない活動のために表示する貼紙、貼札、広告旗、立看板及びこれらを掲出する物件で次の基準に適合するもの

区 分	基 準
表示内容	政治活動、宗教活動、労働運動その他の営利を目的としない活動のために行う宣伝、集会、行事、催物等に関する事項を表示するもの
表示期間	貼紙、貼札、広告旗及び立看板は30日以内
表示面積	・貼紙及び貼札は0.5㎡以下、広告旗及び立看板は2㎡以下 ・貼紙を掲出する物件(掲示板)は2㎡以下

(3) 許可を受けることにより、禁止地域に掲出できるもの(条例第12条第3項)

自家用広告物で適用除外の許可基準に適合するもの(P15参照)

道標、案内図板その他公共的目的をもって掲出するもので適用除外の許可基準に適合するもの(P17参照)

案内誘導広告物で適用除外の許可基準に適合するもの(P18参照)

自動車に表示するもので次の基準に適合するもの

種 別	基 準
禁止地域	許可の共通基準及び自動車表示広告の個別基準に適合していること

禁止地域に指定する道路等の区間から視認できないもので、次の基準に適合するもの

種 別	基 準
第1種禁止地域 第4種禁止地域	許可の共通基準及び個別基準に適合していること

(4) 許可を受けることなく禁止物件に掲出できるもの (条例第12条第4項)

石垣・擁壁等、発電用風力設備、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突・ガスタンク、水道タンク等に掲出する自家用広告物で、次の基準に適合するもの

区 分	基 準	
表示面積	5㎡以下	
数量	1物件につき1枚(基、個)	
掲出場所	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止地域では、石垣、擁壁等に掲出ししないこと ・物件の外郭線から突出しないこと 	
色 彩	第2種禁止地域以外の地域	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い色の色数は2色以下 ・彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)
	第2種禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い色の色数は1色 ・彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/5以下

管理用広告物

9. 許可の基準 (条例第14条)

(1) 共通基準

特に景観に配慮すべき地域又は場所においては、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を当該景観と調和したものとする。

広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあっては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾を表示面と調和したものとする。

ネオンサインその他照明を使用する広告物等にあっては、昼間における美観の維持に必要な対策を講じること。

蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)又は反射光の強い塗料を使用しないこと。

都市計画法の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域又は風致地区の境界線から100m以内の地域に掲出する広告物等で、当該第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域又は風致地区から視認できるもの(以下「LEDサイン」という。)を使用せず、かつ、光源の点滅(光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。)がないものとする。

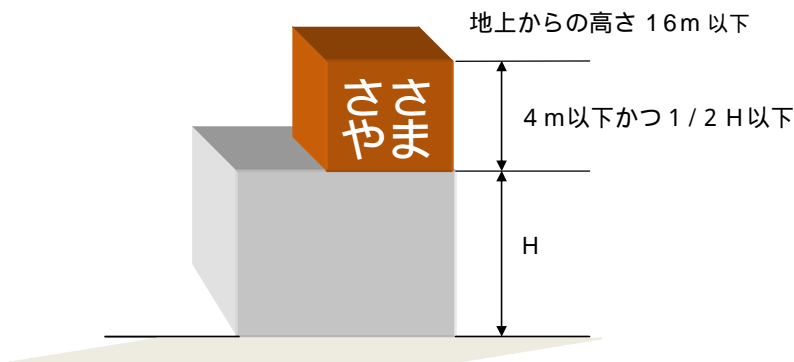
許可地域において、高さが12mを超える建築物に掲出する広告物等の表示面積の合計は、一つの建築物の壁面合計面積の1/2を超えないこと。

都市計画法の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域にあっては、一つの敷地内に掲出する広告物(自家用広告物を除く)の表示面積の合計は、10㎡以下とすること。

(2)個別基準

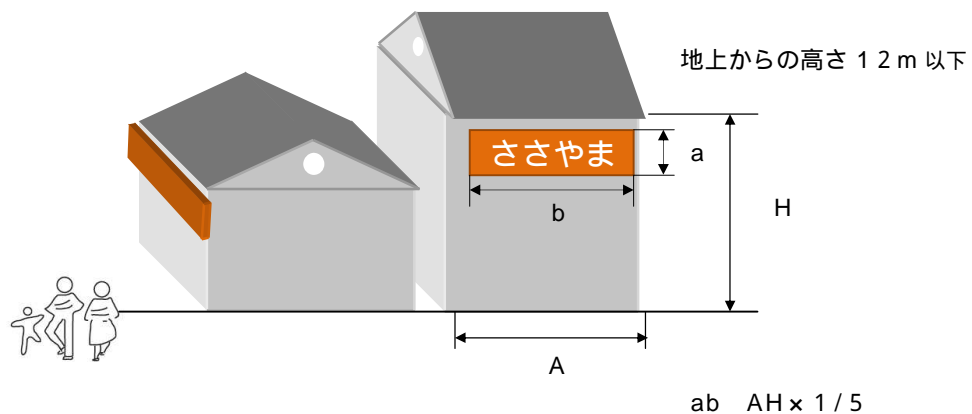
屋上利用広告

区分	基準
広告物の高さ	4 m以下かつ地上から設置する箇所までの高さの1/2以下
地上からの高さ	16 m以下 (高さが12 mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さに4 mを加えた高さ以下)
掲出場所	木造建築物の屋上への掲出禁止
その他の表示方法	建築物(屋上構造物を除く)の壁面の延長面からの突出禁止 支柱及び骨組みが露出しないようルーバーなどにより遮へいすること ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅が急速なものの禁止



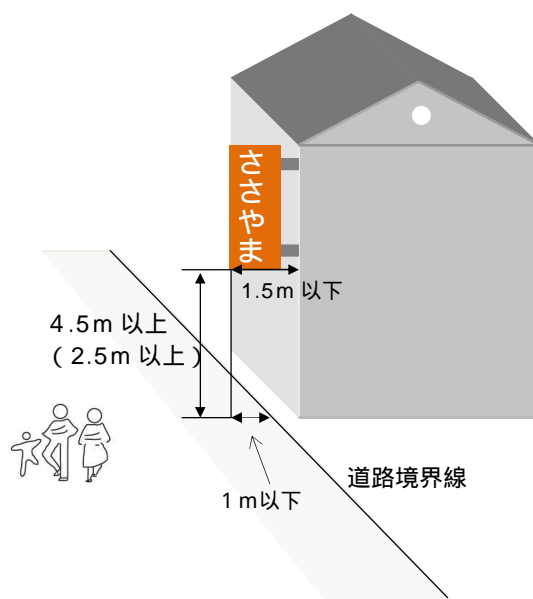
壁面利用広告

区分	基準
表示面積の合計	壁面の1/5以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下) 広告幕の長さは15 m以下(懸垂幕は12 m以下)、幅1.5 m以下
地上からの高さ	12 m以下 (高さが12 mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下)
その他の表示方法	壁面の外郭線からの突出禁止 窓・開口部をふさがないこと(広告幕を除く) 意匠が同一のものは1壁面に1個(枚)



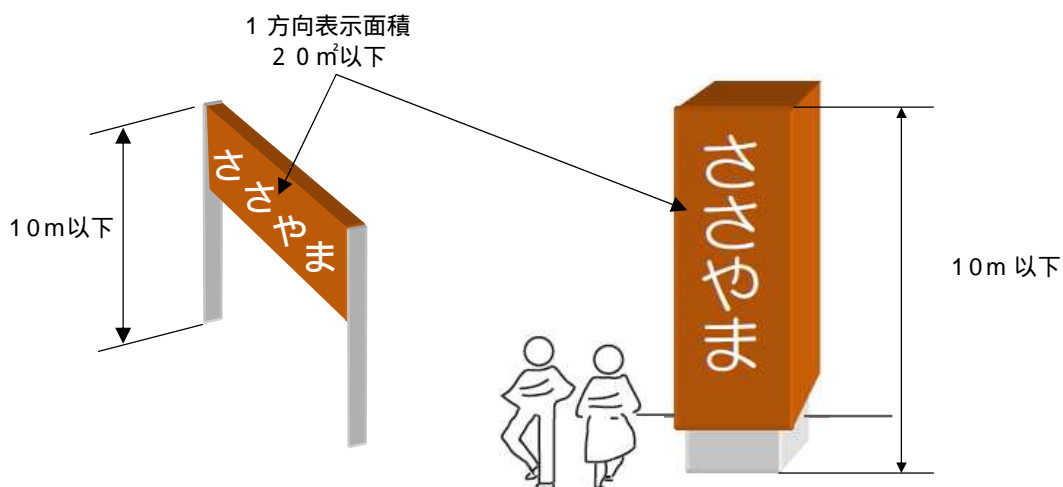
壁面突出広告

区 分	基 準
建築物からの出幅	建築物から 1.5 m 以下、道路境界線から 1 m 以下
地上からの高さ	12 m 以下 (高さが 12 m を超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下)
道路面からの高さ	4.5 m 以上 (歩道上 2.5 m 以上)
その他の表示方法	壁面上端を超える突出禁止 広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと 交通信号機から 10 m 以内でのネオン管の露出しているネオンサイン又は LED サインの使用禁止かつ光源の点滅禁止



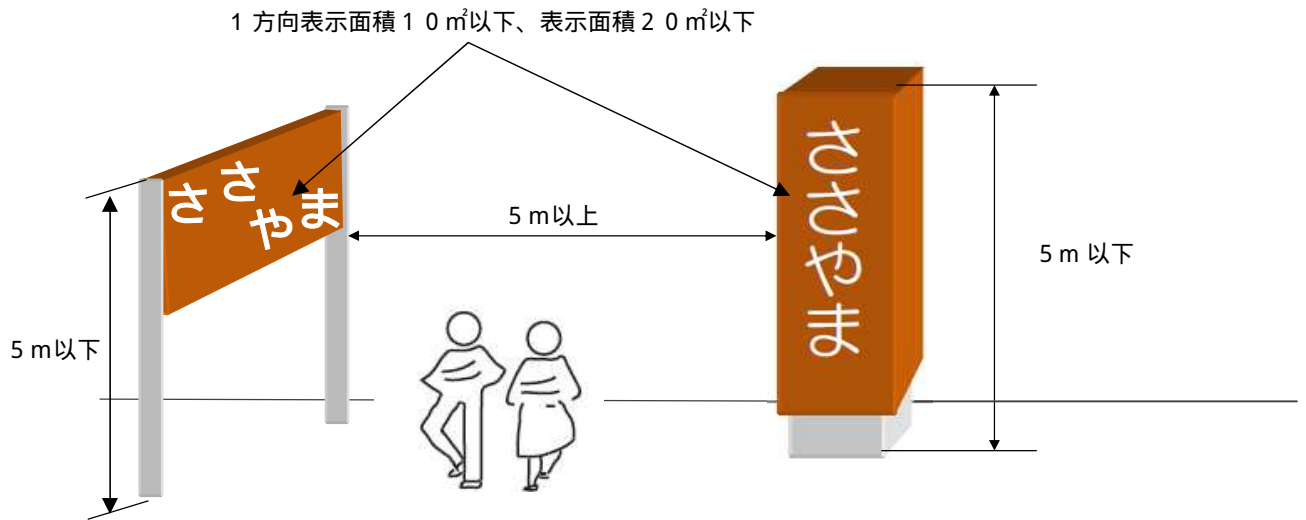
自己敷地内建植え広告

区 分	基 準
表示面積	1 方向の表示面積 20 m ² 以下、表示面積 60 m ² 以下 (LED サインを使用する場合、1 方向の表示面積 5 m ² 以下、表示面積 15 m ² 以下)
数量	2 基以下
地上からの高さ	10 m 以下
その他の表示方法	地上からの高さが 5 m を超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又は LED サインの使用禁止かつ光源の点滅が急速なもの禁止



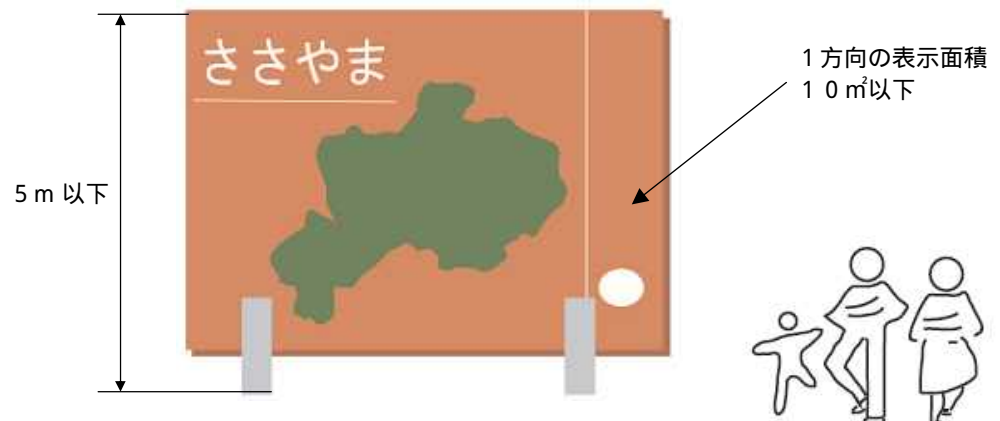
自己敷地外建植え広告（野立広告物）

区分	基準
表示面積	1方向の表示面積10㎡以下、表示面積20㎡以下
地上からの高さ	5m以下
相互距離	5m以上
掲出場所	第1種許可地域での掲出禁止 交通信号機・踏切からの距離5m以上 道路に接して農地の広がる地域のうち、市長が特に指定する区域（以下「田園沿道区域」という。）での掲出禁止
色彩	彩度の高い色の色数は2色以下
その他の表示方法	ネオンサイン等（ネオンサイン、LEDサイン及び光ファイバーを利用するものをいう。以下同じ。）の使用禁止かつ光源の点滅禁止



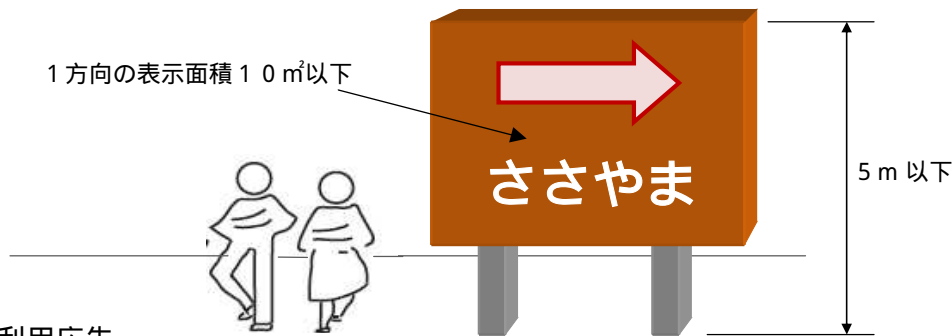
自己敷地外に建植えする道標・案内図板等

区分	基準
表示面積	1方向の表示面積10㎡以下、表示面積20㎡以下
地上からの高さ	5m以下
相互距離	5m以上
掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上（案内図板を除く）
色彩	彩度の高い色の色数は2色以下（案内図板を除く）
その他の表示方法	ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止



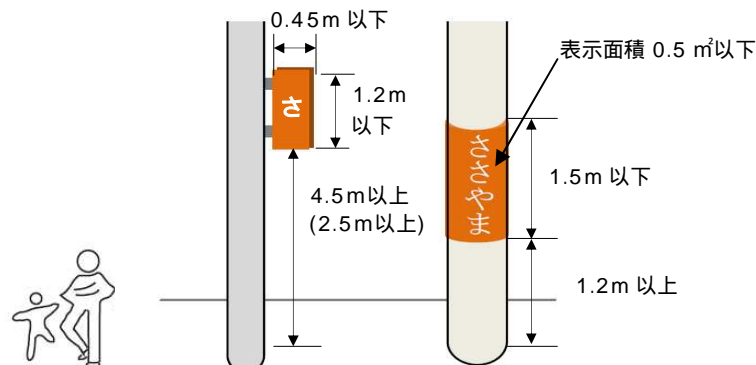
自己敷地外に建植えする案内誘導広告

区 分	基 準
表示面積	1方向の表示面積10㎡以下、表示面積20㎡以下
数量	禁止地域又は許可地域を問わず、案内誘導しようとする施設等につき5基以下
地上からの高さ	5m以下
誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10km以内
相互距離	5m以上
掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上 田園沿道区域での掲出禁止 ただし、次のいずれかに該当する場合を除く a 指定道路区間から視認できないもの b 交通信号機を有する交差点、その他市長が特に指定する交差点からの距離が30m以内のもの c 施設等への誘導距離が1km以内で、1施設等につき1基かつ1方向の表示面積が1㎡以下のもの
色彩	彩度の高い色の色数は2色以下
その他の表示方法	ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止



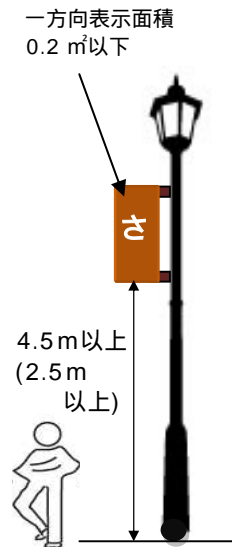
電柱利用広告

区 分	基 準
規 格	突出するもの 縦1.2m以下、横0.45m以下 巻きつけるもの 縦1.5m以下 表示面積0.5㎡以下
数量	電柱1本につき、突出するもの、巻き付けるもの各1個
道路面からの高さ	突出するもの 4.5m以上(歩道上2.5m以上) 巻き付けるもの 1.2m以上
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
色彩	彩度の高い色の色数は2色以下 地色への彩度の高い色の使用禁止
その他の表示方法	突出するものは 設置する方向が歩車道の区別のある道路にあつては歩道側、その他の道路にあつては路肩側とすること 柱から垂直に0.15m離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること



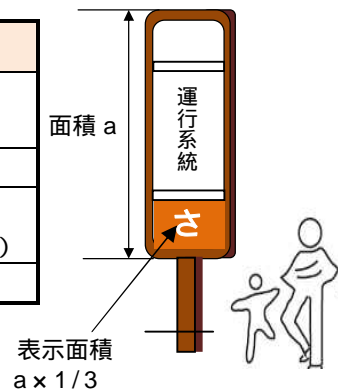
街灯利用広告

区分	基準
表示目的	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする こと
1方向の表示面の面積	0.2㎡以下
数量	街灯1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
色彩	彩度の高い色の色数は2色以下 地色への彩度の高い色の使用禁止（色数が2色以下の場合を除く）
その他の表示方法	同一商店街に掲出するものは規格を統一すること 厚さ0.15m以下の板状又は箱状の燃えにくい構造とすること



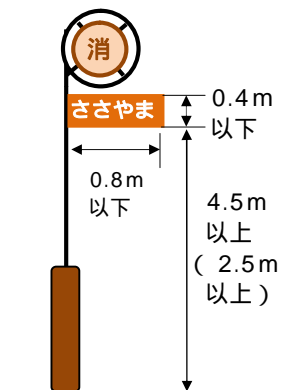
バス停留所標識利用広告

区分	基準
1方向の表示面の面積	表示板の表示面の面積の1/3以下
数量	1個
色彩	彩度の高い色の色数は2色以下 地色への彩度の高い色の使用禁止（色数が2色以下の場合を除く）
その他の表示方法	車両の進行方向から展望できない面に表示すること



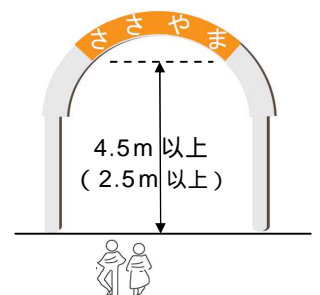
消火栓標識利用広告

区分	基準
規格	縦0.4m以下、横0.8m以下
数量	標識1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
色彩	彩度の高い色の色数は2色以下 地色への彩度の高い色の使用禁止（色数が2色以下の場合を除く）



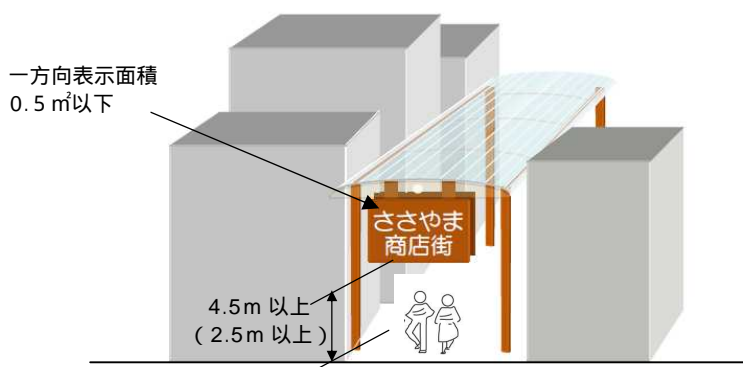
アーチ利用広告

区分	基準
表示目的	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする こと
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
その他の表示方法	ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止



アーケード利用広告

区分	基準
1方向の表示面の面積	0.5㎡以下
数量	広告物等を掲出しようとする者1人につき1個
道路面からの高さ	4.5m以上(歩道上2.5m以上)
その他の表示方法	同一商店街に掲出するものにあつては規格を統一すること 照明を伴うものであること ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止



自動車表示広告

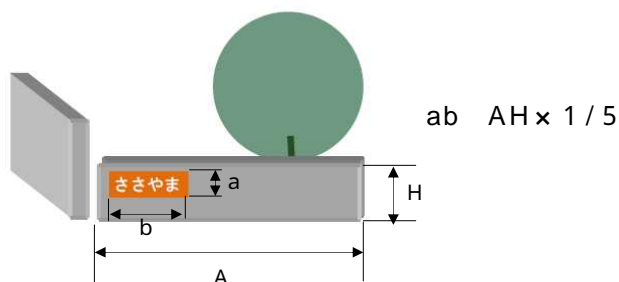
区分	基準
色彩等	宣伝車()は、消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする
表示面積	路線バスは、1側部につき3㎡以下、後部は1㎡以下
その他の表示方法	路線バスの前部には表示しないこと

宣伝車 自動車登録規則別表第2に規定する広告宣伝車用自動車をいう。



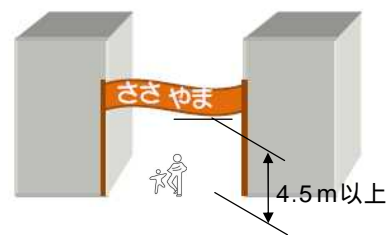
垣・塀利用広告

区分	基準
表示面積の合計	掲出される垣又は塀の面の面積の1/5以下
数量	2個以下
その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと



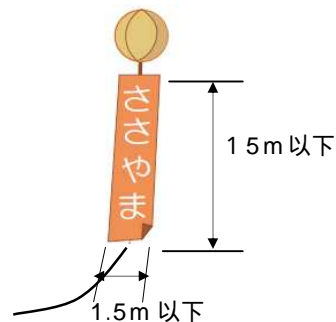
広告幕（壁面を利用するものを除く）

区分	基準
道路面からの高さ	横断幕は4.5 m以上



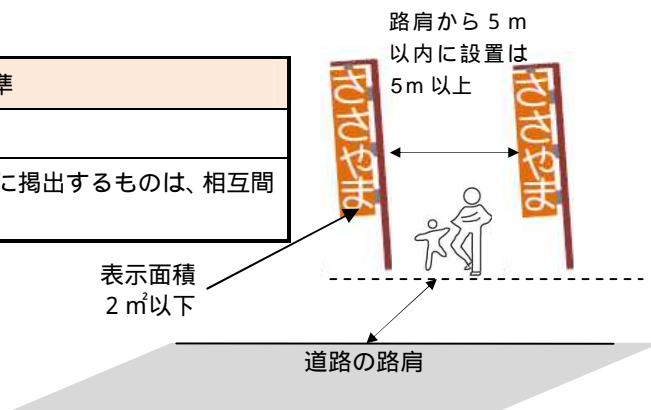
アドバルーン

区分	基準
規格等	幅1.5 m以下、高さ15 m以下



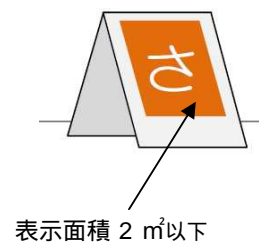
広告旗

区分	基準
表示面積	2 m ² 以下
相互距離	道路の路肩から5 m以内の場所に掲出するものは、相互間距離を5 m以上とすること



置看板・立看板

区分	基準
1方向の表示面の面積	2 m ² 以下
掲出場所	道路上には設置しないこと



10.適用除外広告物における許可等の基準(条例第12条第3項)

(1)自家用広告物

区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	第4種禁止地域
許可不要	表示面積の合計が5㎡以下、数量が3枚(基、個)以下の場合			
表示面積の合計	10㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下)	15㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は7㎡以下)	20㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は10㎡以下)	30㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下)
建植え広告物の1方向の表示面積	5㎡以下	7㎡以下	10㎡以下	15㎡以下
数量	3枚(基、個)以下	3枚(基、個)以下	4枚(基、個)以下	5枚(基、個)以下
敷地内建植え広告物の地上からの高さ	5m以下		7m以下	10m以下
掲出場所	屋上への掲出禁止		屋上への掲出禁止(中高層住居専用地域等において、屋上構造物の壁面に掲出する場合を除く)	-
色彩	彩度の高い色の色数は2色以下 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)	彩度の高い色の色数は1色 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/5以下	彩度の高い色の色数は2色以下 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)	
その他の表示方法	建築物の壁面からの突出禁止 ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止	ネオンサイン等の使用禁止(建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く) 光源の点滅の禁止	ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止 光源の点滅が急速なものの禁止(高速自動車国道等沿道の指定区域内の屋上広告物は光源の点滅禁止)	
その他の基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、自己敷地内建植え広告(数量)、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、自己敷地内建植え広告(数量)、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること	許可の共通基準及び屋上利用広告、壁面利用広告、壁面突出広告、自己敷地内建植え広告(数量)、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること	

(2) 管理用広告物（許可を要しない適用除外の基準）

区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	第4種禁止地域
表示面積の合計	5㎡以下	10㎡以下		
数量	2枚（基、個）以下	3枚（基、個）以下		
敷地内建植え 広告物の地上 からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下	
建植え広告物 の1方向の 表示面積	-	7㎡以下	-	
掲出場所	屋上への掲出禁止			
色彩	彩度の高い色の色数は 2色以下 彩度の高い色を使用す る地色部分の表示面 の面積に対する割合 1/2以下(色数が3色 以下の場合を除く)	彩度の高い色の色数は 1色 彩度の高い色を使用す る地色部分の表示面 の面積に対する割合 1/5以下	彩度の高い色の色数は2色以下 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に 対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)	
その他の表示 方法	建築物の壁面からの突 出禁止 ネオンサイン等の使用 禁止かつ光源の点滅の 禁止	建築物の壁面からの突出禁止 ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもの で、ネオン管の露出していないもの又はLEDサイ ンを使用しないものを除く） 光源の点滅の禁止	建築物の壁面からの突 出禁止 ネオン管の露出してい るネオンサイン又は LEDサインの使用禁止 光源の点滅が急速なも の禁止（高速自動車国 道等沿道の指定区域 内の屋上広告物は光源 の点滅禁止）	
その他の基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、 置看板・立看板の個別基準に適合していること			

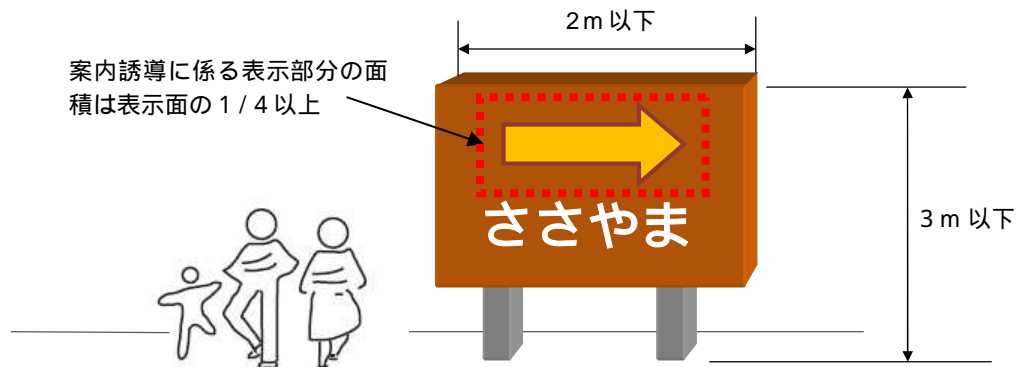
(3)道標・案内図板等

区 分		第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	第4種禁止地域
共通基準	1方向の表示面の面積	道 標：1㎡以下 案内図板：3㎡以下 説 明 板：2㎡以下 そ の 他：3㎡以下			
	その他の基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること			
自己の敷地外に建植えするもの	1方向の表示面の面積			道 標：2㎡以下 案内図板：6㎡以下 説 明 板：4㎡以下 そ の 他：6㎡以下	
	地上からの高さ	3m以下	3m以下（市長が特にやむを得ないと認める場合は5m以下）		
	相互距離	5m以上			
	掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上			
	色 彩 (案内図板を除く)	彩度の高い色の色数は2色以下 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が2色以下の場合を除く)	彩度の高い色の色数は1色 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/5以下	彩度の高い色の色数は2色以下 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が2色以下の場合を除く)	
その他の表示方法	寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止				



(4)案内誘導広告物

区 分		第 1 種禁止地域	第 2 種禁止地域	第 3 種禁止地域	第 4 種禁止地域
共通基準	表示方法	当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に限る 位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとすること		-	
	その他の基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること			
自己の敷地外に建植えるもの	1方向の表示面の面積	2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） 集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1㎡以下			
	数量	禁止地域又は許可地域を問わず、案内誘導しようとする施設等につき5基以下			
	横の長さ	2m以下			
	地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合案内誘導広告物は5m以下）			
	誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10km以内			
	相互距離	5m以上			
	掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上 田園沿道区域には掲出しないこと ただし、次のいずれかに該当する場合を除く a 指定道路区間から視認できないもの b 交通信号機を有する交差点、その他市長が特に指定する交差点からの距離が30m以内のもの c 施設等への誘導距離が1km以内で、1施設等につき1基かつ1方向の表示面積が1㎡以下のもの			
	色彩	彩度の高い色の色数は2色以下 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が2色以下の場合を除く)	彩度の高い色の色数は1色 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/5以下	彩度の高い色の色数は2色以下 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が2色以下の場合を除く)	
その他の表示方法	名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること 方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止 集合案内誘導広告は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること				



11.特例基準(条例第15条)

大規模小売店舗等において自己の敷地に建植えする自家用広告物を掲出する場合の特例

(1)要件

ア 次のいずれかに係る自家用広告物であること

(ア)大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗

(イ)消費生活協同組合が設置する店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が500㎡を超えるもの

(ウ)農業協同組合が設置する店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が500㎡を超えるもの

(エ)上記以外の小売業(飲食店業を除き、物品加工修理業を含む)を行う店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が500㎡を超えるもの

(オ)駐車場法に規定する路外駐車場で自動車の駐車用に供する部分の面積が500㎡以上であるものを有する施設

イ 設置しようとする自家用広告物等が、当該店舗等及び駐車場への円滑な誘導に特に必要と認められること

(2)許可地域における許可の基準

区分	(1)のアの(ア)から(エ)までに掲げる店舗		(1)のアの(オ)に掲げる施設
	店舗面積3,000㎡以上	店舗面積500㎡超3,000㎡未満	
数量	敷地に接する道路ごとに2基以下 但し、駐車場表示広告物等()は基数に算入しないことができる	2基以下とする 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる	
その他表示方法	広告物の上端の地上からの高さが5mを超えるものを掲出する場合は、ネオン管の露出しているネオンサインの使用禁止かつ急速な光源の点滅禁止 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の表示面の面積に対する割合は1/4以下とする		

駐車場表示広告物 駐車場の場所を表示する広告物、駐車場への進入路及び退出路を表示誘導する広告物、駐車場の満空を表示する広告物、駐車場を管制するための広告物並びにこれらに類する広告物

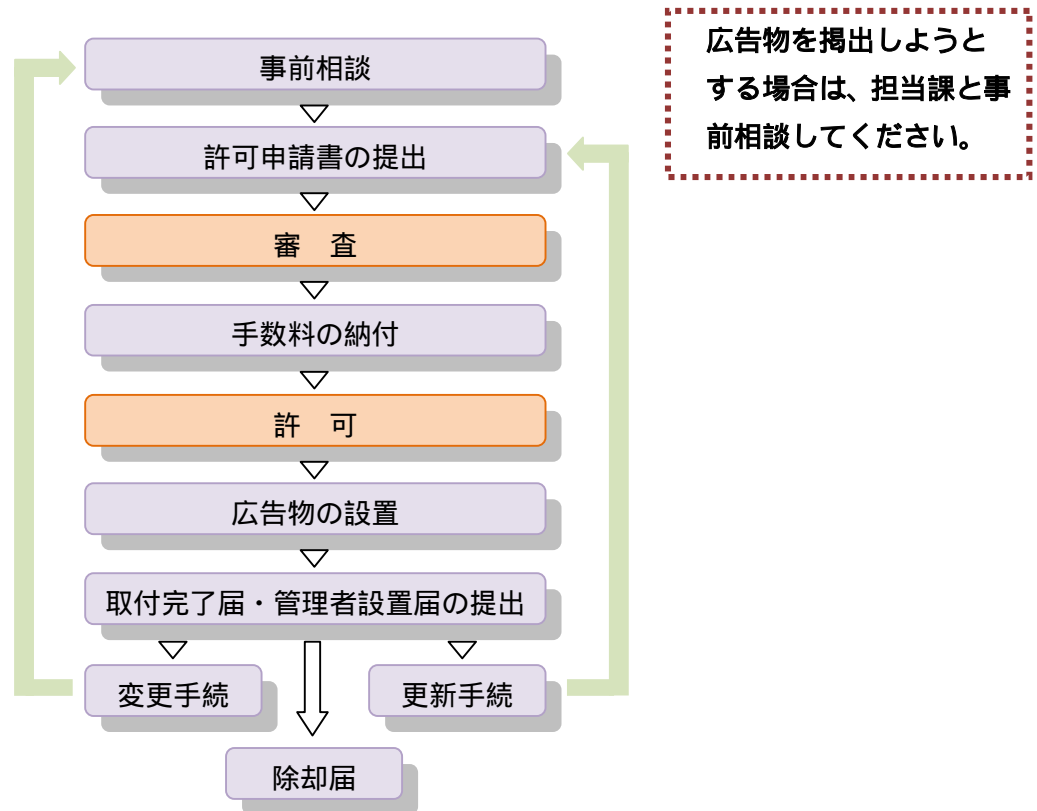
(3)禁止地域における許可の基準

区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	第4種禁止地域
表示面積	10㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下) 但し、駐車場表示広告物等は、合計5㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる	15㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は7㎡以下) 但し、駐車場表示広告物等は、合計7㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる	20㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は10㎡以下) 但し、駐車場表示広告物等は、合計10㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる	30㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下) 但し、駐車場表示広告物等は、合計15㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる
数量	3枚(基、個)以下 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる		4枚(基、個)以下 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる	5枚(基、個)以下 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる
その他	建築物の壁面から突出させないこと ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止	ネオンサイン等の使用禁止(建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く) 光源の点滅の禁止	ネオン管の露出しているネオンサインの使用禁止 光源の点滅が急速なものの禁止(高速自動車国道等沿道の指定区域内の屋上広告は光源の点滅禁止)	
駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の表示面の面積に対する割合は1/4以下とする				

12 .許可申請等の手続き

屋外広告物を掲出する場合には、一部の適用除外広告物を除き、あらかじめ市長の許可が必要です。また、屋外広告物を変更等（表示内容の変更、改造、移転）する場合についても許可が必要です。

(1) 許可手続きの流れ



(2) 許可申請の必要書類 (条例第 8 条、条例第 17 条第 1 項、同条第 2 項)

提出書類		新規・変更	更新
1	屋外広告物許可申請書（正副 2 部）		
2	付近見取図、掲出場所の状況が分かるカラー写真（直近 3 ヶ月以内に撮影したもの）		
3	広告物等の形状、材料、構造に関する仕様書・構造図		-
4	広告物の色彩、意匠、表示面積を明らかにした模写図		-
5	建築物を利用するものは、建築物との位置関係、壁面等の状況を明らかにした図面、既存広告物の模写図、カラー写真		-
6	道路等までの距離、交通信号機、踏切までの距離、他の広告物との相互距離を明らかにした図面		-
7	他人の土地、建物、物件に掲出する場合は許可書・承諾書・賃貸契約書等の写し		
8	屋外広告物自己点検結果報告書	-	
9	委任状（広告主が申請手続きを他人に委任する場合）		
10	その他必要と認める図書等		

：提出が必須となる書類

：該当する場合に必要な書類

(3) 許可期間と手数料

- ・屋外広告物は、その種類によって許可期間と手数料が定められています。
- ・申請手数料は、新規、変更、更新の各許可申請の際に必要となり、申請の際に納付しなければなりません。

広告物の種類		単 位	手数料の金額	許可期間
看板、 広告板、 広告塔	5㎡未満	1枚・1基につき	1,000円	2年以内
	5㎡以上から10㎡未満	1枚・1基につき	2,000円	
	10㎡以上	1枚・1基につき	3,000円 15㎡を超えるものは、 3,000円に15㎡を 超える5㎡又はその端 数ごとに1,000円を 加算した額とする	
アーチによるもの		1基につき	4,000円	2年以内
宣伝車		1台につき	2,000円	1年以内
電柱・街灯利用広告物		1個につき	300円	
標識利用広告物		1個につき	300円	
車体利用広告物		1個につき	300円	
アドバルーン		1個につき	800円	
広告幕		1枚につき	300円	30日以内
のぼり・旗		1個につき	300円	
貼紙・貼札		100枚につき 100枚未満であるとき は100枚とする	300円	
その他の広告物		1枚(基、個)につき	300円	

(4) 許可期間の更新

許可期間経過後も引き続き掲出する場合には、許可期間が30日を超え2年以内のものは、期間満了の30日前、その他のものにあつては10日前までに許可期間の更新手続きが必要です。

(5) 完了の届出(条例第18条)

看板、広告板、広告塔、アーチによる広告物について、市長の許可を受け、屋外広告物の取り付けが完了したときは、屋外広告物取付完了届に当該広告物等のカラー写真を添付して、速やかに市長に届け出なければなりません。

13.その他の事項

(1)管理義務(条例第19条)

掲出者や管理者は、屋外広告物の補修、その他必要な管理を怠らないようにして、良好な状態に保持しなければなりません。

管理者設置届等(条例第20条・21条)

- ・市長の許可を受けた屋外広告物を掲出する場合は、必ず広告物の管理者を置かなければなりません。
- ・管理者を設置した場合は、遅滞なく市長に屋外広告物管理者設置届を提出する必要があります。
- ・掲出者に変更があった場合や管理者等が氏名や住所を変更した場合も、遅滞なく市長に屋外広告物表示・設置者(管理者)変更届を提出しなければなりません。

(2)広告物等の除却義務(条例第22条第1項)

屋外広告物の掲出者又は管理者は、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、当該広告物を除却しなければなりません。

- 許可期間が満了したとき
- 許可が取り消されたとき
- 広告物の掲出が必要でなくなったとき
- 経過措置期間が経過したとき

除却等の届出(条例第22条第2項)

屋外広告物を除却した場合は、遅滞なく市長に屋外広告物除却(滅失)届を提出しなければなりません。

(3)措置命令(条例第23条第1項)

条例の規定に違反する屋外広告物については、その掲出者や管理者に改修、移転、除却などの是正措置を求め、これに応じない場合には強制的に撤去することがあります。

(4)違反の表示等(条例第36条)

市長は条例や条例に基づく許可に付した条件に違反した屋外広告物に、当該広告物が違反した旨を表示することができます。また、広告物の掲出者や管理者が条例や条例に基づく許可に付した条件に違反した場合は、その内容について公表することができます。

(5)罰則(条例第38条～第41条)

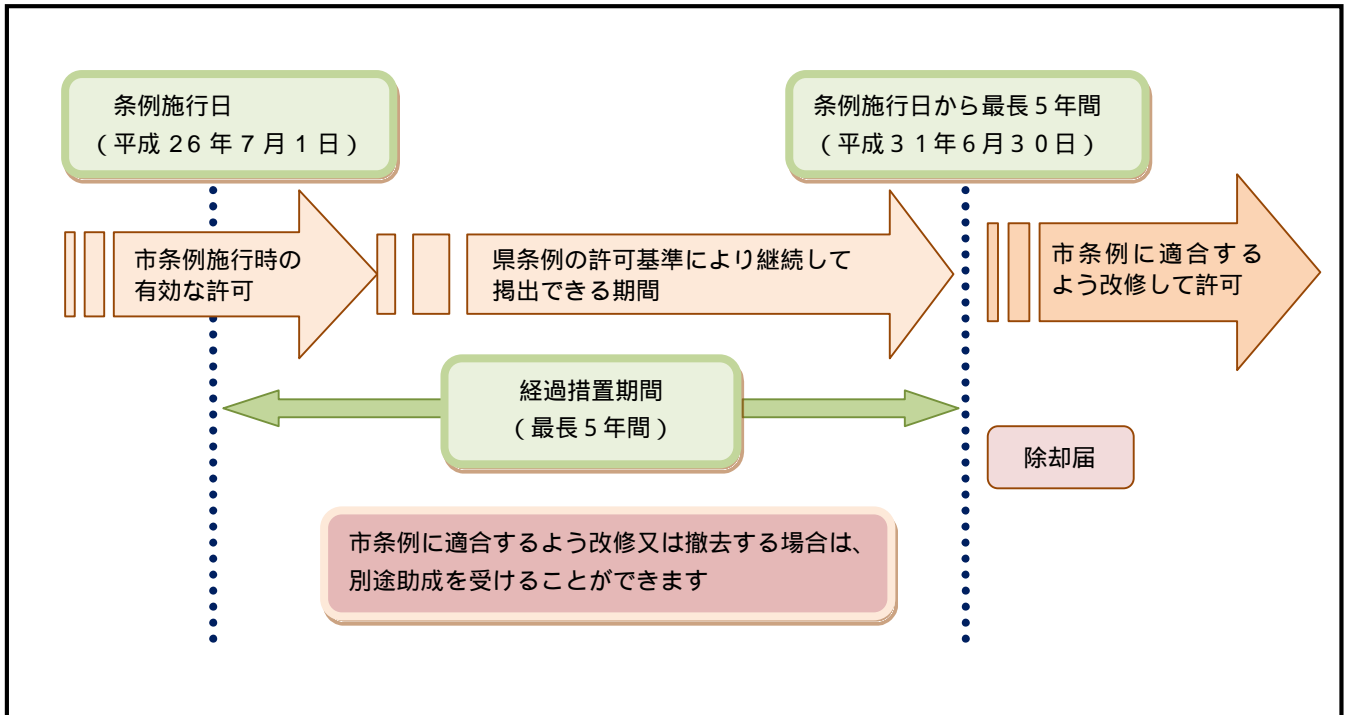
次のような場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

市長の改修、移転、除却などの命令に違反したとき
許可が必要なのに許可を受けなかったとき
禁止されている地域や物件に掲出したとき
屋外広告物管理者設置届等を提出しなかったとき など

14 .経過措置

篠山市屋外広告物条例の施行時に適法に掲出されていた屋外広告物のうち、市条例の規定に適合しなくなった広告物については、条例施行後3年間(広告板、広告塔などの堅固なものは5年間)に限り、兵庫県屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)の規定を適用し、引き続き掲出することができます。

経過措置期間内に市条例の規定に適合するための改修や除却を行う場合は、別途助成制度があります。



15 .広告景観モデル地区 (条例第32条)

次のいずれかに該当する地域のうち、屋外広告物と地域環境との調和を図ることが特に必要な区域を、広告景観モデル地区として指定することができます。

主要な道路に沿った地域

河川、溪谷、森林及びこれらの付近の地域

駅前、街路沿い、官公署の周辺等で、その地域を代表し、又はその地域の特徴を表している区域

篠山市景観条例(平成22年篠山市条例第46号)の規定により指定された地区

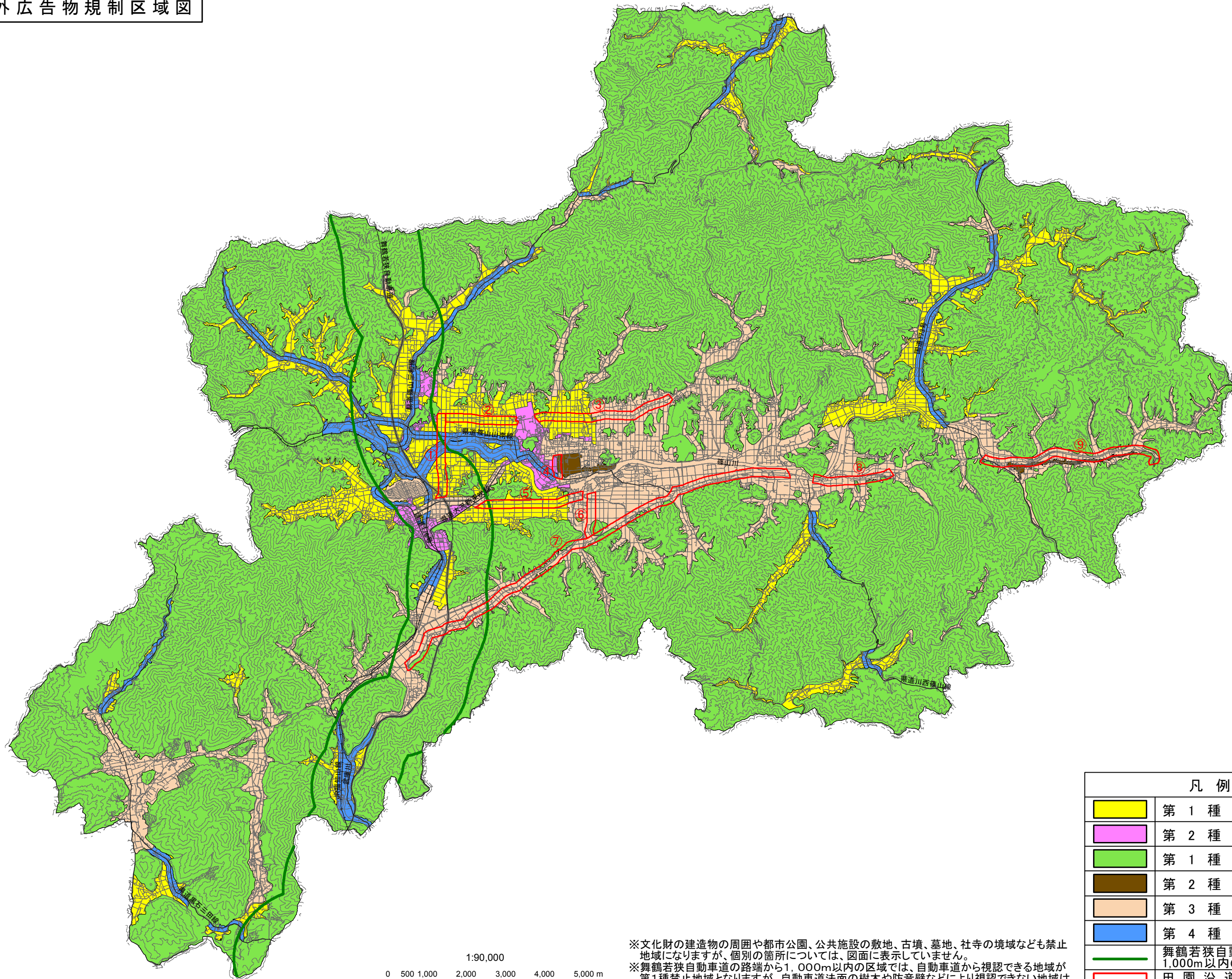
その他、地域の良好な景観の形成を図ることが特に必要であると認められる地域

篠山口駅周辺広告景観モデル地区

兵庫県屋外広告物条例に基づき、平成11年度にモデル地区として県知事より指定を受け、平成12年4月1日より運用を行っています。

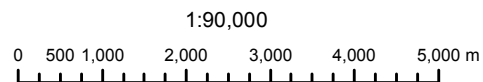
【モデル地区の区域】大沢、味間新、大沢新及び中野の各地内

篠山市屋外広告物規制区域図



凡例	
	第1種許可地域
	第2種許可地域
	第1種禁止地域
	第2種禁止地域
	第3種禁止地域
	第4種禁止地域
	舞鶴若狭自動車道の路端から1,000m以内の区域
	田園沿道区域(路端から100m以内の区域)

※文化財の建造物の周囲や都市公園、公共施設の敷地、古墳、墓地、社寺の境域なども禁止地域になりますが、個別の箇所については、図面に表示していません。
 ※舞鶴若狭自動車道の路端から1,000m以内の区域では、自動車道から視認できる地域が第1種禁止地域となりますが、自動車道法面の樹木や防音壁などにより視認できない地域は、図面に表示した地域が適用されます。





篠山市まちづくり部地域計画課景観室

〒669-2397 兵庫県篠山市北新町 41

TEL(079)552-1118 FAX(079)552-0619

ホームページアドレス

<http://www.city.sasayama.hyogo.jp/pc/group/keikan>